

**令和 6 年度第 1 回成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会
会議結果概要**

1 開催日時

令和 6 年 7 月 31 日（水）10：00～11：45

2 開催場所

成田市役所 議会棟 3 階 第一委員会室

3 出席者

（委員）

山田部会長（議長）、木村委員（職務代理者）、高橋知子委員、小川委員、
小倉委員、名雪委員、岸本委員、古川委員、塩島委員、城之内委員、
宮田委員、廣田委員

（事務局）

こども未来部：宮崎部長

こども政策課：狭山課長、青柳係長、兼坂主査、大野主任主事

子育て支援課：谷崎課長、窪木こども家庭センター室長

保育課：弘海課長、北見主幹、鴻池係長、遠藤係長

健康増進課：飯田課長、三宅係長

社会福祉課：鈴木課長

（傍聴人）9 名

4 議題

- （1）子ども・子育て支援に関する現状と取組について
- （2）第 1 期 成田市こども計画について
- （3）こども計画策定に係る各種アンケート調査等の結果について
- （4）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み（速報値）
について

5 配布資料

・次第

・議題（1）資料①

第 2 期成田市子ども・子育て支援事業計画（令和 2～令和 6 年度）」進捗状況」

・議題（1）資料② 子ども・子育てに関する現状と取組について

・資料①-1 こども計画の概要・骨子案等（後日送付）

・資料②-1 アンケート調査実施概要

・資料②-2 アンケート分析①（未就学児童・就学児童ニーズ調査）

・資料②-3 アンケート分析②-1（子ども意識調査）

・資料②-4 アンケート分析②-2（若者意識調査）

・資料②-5 アンケート分析③-1（小中学生 生活実態調査）

・資料②-6 アンケート分析③-2（高校生 生活実態調査）

- ・資料②-7 アンケート分析③-3（保護者 生活実態調査）
- ・参考資料②-1 ニーズ調査 結果報告書
- ・参考資料②-2 子ども・若者意識調査 結果報告書
- ・参考資料②-3 子どもの生活実態調査 結果報告書
- ・参考資料②-4 意見聴取等 結果報告書
- ・参考資料②-5 ワークショップ実施報告書（中高生対象）
- ・参考資料②-6 ワークショップ実施報告書（小学生対象）
- ・資料③-1 教育・保育提供区域について
- ・資料③-2 「量の見込み及び確保方策について」
- ・参考資料③-1 子ども・子育て支援新制度の概要
- ・資料④ こども計画策定スケジュール

7 議事等

○傍聴者の受け入れについて

議 長：本日の議題について、会議を非公開とする議題に該当しないため、成田市情報公開条例第 24 条に基づき公開して開催する。本日は 8 名の傍聴希望があるため、傍聴者の入室を認めることとしてよろしいか。

委員一同：（異議なし）

議 長：異議がないため、傍聴者の入室を認める。今後も審議中に希望者がありましたら随時入室を認めることといたします。

（審議中に 1 名の傍聴希望があったため、傍聴人は 9 名）

○議題(1)子ども・子育て支援に関する現状と取組について

議題(1)資料①、議題(1)資料②に基づき、事務局から説明。

説明の概要は下記のとおり。

事務局：それでは議題（1）子ども・子育て支援に関する現状と取組について、ご報告させていただきます。

お手元の資料のうち、右上に「議題（1）資料①」と記載された資料「第 2 期成田市子ども・子育て支援事業計画（令和 2～令和 6 年度）の進捗状況について」をご覧ください。

「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月からスタートしたことに伴い、本市では、子育て支援の総合的な取り組みを確実に推進するため、「成田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成 27 年度から令和元年度までを計画期間とした第 1 期計画に引き続き、現在、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「第 2 期計画」に取り組んでおります。

資料の 1 ページ、3. 児童数の推移をご覧ください。この表は、各年 3 月末日の本市の住民基本台帳人口を就学前、小学校、中学校、高校の年齢別に表し、①の小計は

0 歳から 17 歳までの児童の合計数、②の人口は成田市の人口の総数を表しております。

始めに②の成田市の人口の推移につきましては、令和 2 年以降、コロナ禍の影響により、令和 2 年から 4 年にかけて 3 年連続の減少となっておりましたが、令和 5 年・6 年と 2 年連続で増加しております。

また、児童数につきましては、表の一番右側になります、令和 6 年 3 月末日において、就学前に当たる 0 歳から 5 歳までの児童は 5,046 人で、前年から 234 人の減、0～17 歳までの児童の数は 19,247 人で、前年から 431 人の減、成田市の人口に占める児童の割合は、14.53 パーセントとなっております。

次に、4. 子育て支援に係る事業の拡大では、令和 5 年 4 月から、森の保育所が家庭的保育事業所から小規模保育事業所に移行しております。

また、令和 6 年 4 月から成田幼稚園とはしが台幼稚園が新制度に移行したほか、5 月から公立の松崎保育園が認可保育所から小規模保育事業所へ移行しております。児童ホームにつきましては、令和 5 年 4 月に定員 40 名の久住第三児童ホームを開設したほか、中台児童ホームが 8 月から供用開始いたしました。

続きまして、2 ページをお開き下さい。5. 教育・保育における実績値と計画値の比較でございます。子ども・子育て支援新制度では、保育園や幼稚園などを利用する場合に、子どものための教育・保育の給付に係る支給認定を受けることとなっており、1 号認定は満 3 歳以上で幼稚園などでの教育を希望する子ども、2 号認定は満 3 歳以上で保育を希望する子ども、3 号認定は満 3 歳未満で保育を希望する子どもとなっております。

「特定教育・保育施設」は、新制度に移行し、市から給付を受ける保育園・幼稚園などで、すべての認可保育園及び認定こども園、三里塚幼稚園、大栄幼稚園が対象となり、令和 5 年度の利用実績の合計は上段右上に記載しておりますとおり、3,075 人です。

「確認を受けない幼稚園」は、新制度に移行していない幼稚園で、利用実績の合計は 672 人 です。

「特定地域型保育事業所」は、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業などの、保育園より小規模の保育施設で、小規模保育事業所 12 園と家庭的保育事業所 2 園、事業所内保育事業所 1 園の合計 15 園が運営されており、利用実績の合計は 218 人となっております。

次に 6. 地域子ども・子育て支援事業における実績値では、国において定められた 13 の事業について実績を示しています。

最後のページになりますが、「地域子ども・子育て支援事業における 13 事業の進捗状況（令和 5 年度）」をお開きください。

13 の事業について、それぞれの事業内容と、令和 5 年度の計画値及び実績値を一覧に示しております。

病児・病後児保育事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センタ

一事業)など、新型コロナウイルス感染症の影響から利用者が減少したため、コロナ禍前に策定した計画値と、実績値が大きく乖離している事業もありますが、地域子育て支援拠点事業など、実績値が回復している事業も見受けられております。

なお、表の一番下にあります13番目の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」につきましては、当該事業の1つとして「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の補助対象となる児童がおりましたことから、令和5年度より、保護者の経済的負担を軽減する観点から、利用料の一部を補助する、「幼児に係る多様な集団活動利用支援事業」を開始したところです。

「議題(1)資料① 第2期成田市子ども・子育て支援事業計画(令和2～令和6年度)の進捗状況について」の説明は以上となります。

続きまして、右上に「議題(1)資料②」と記載された資料「子ども・子育て支援に関する現状と取組について」をご覧ください。

令和6年度における現状についてであります。待機児童の状況としまして、1ページの①に保育園等における待機児童について、2ページ目の②に児童ホームにおける待機児童について、年度当初の令和6年4月、直近の令和6年7月、比較の対象として令和5年7月の状況を記載しております。

1ページ、①の保育園等の待機児童の状況をご覧ください。

表の一番上の行が保育施設等の利用定員となっており、その下が、それぞれの月の入所児童数、待機児童数、入所待ち児童数、一番右側の列が合計の人数となっております。なお、入所待ち児童数につきましては、待機児童数を含む人数となっております。

令和6年4月における入所児童数は合計で2,619人、待機児童数が17人、入所待ち児童数が88人で、令和6年7月の入所児童数は2,693人、待機児童数が22人、入所待ち児童数が140人となっております。

令和6年4月と7月を比べますと入所児童数は、74人の増加、待機児童数は5人増加、入所待ち児童数は52人増加しております。

また、前年同時期の令和5年7月と比較しますと入所児童数は82人減少、待機児童数は7人増加、入所待ち児童数は24人増加しております。

施設の定員につきましては、入所児童数に入所待ち児童の数を加えた数を上回っておりますが、各園等において、従事する保育士が不足していること、また、保護者が希望する保育園等に偏りがあることなどから待機児童等が発生しております。

続いて、2ページ②の児童ホームの待機児童の状況をご覧ください。

表の一番上の行の右端が利用定員の合計となっており、その下の行から、それぞれの月の入所児童数、待機児童数、また、一番右側の列が合計の人数となっております。

令和6年4月の入所児童数は1,491人、待機児童は78人、令和6年7月の入所児童数は1,480人、待機児童は64人となっております。

前年同時期の昨年7月と比較しますと入所児童数は33人増加、待機児童数は1人

減少しております。

現在、児童ホームは、市内全ての学区で利用できる状況となっており、21 か所、35 施設の児童ホームが整備されておりますが、待機児童が生じている学校では、増設などの整備を行うなど、待機児童の解消に努めているところでございます。続きまして、3 ページ、令和 6 年度の事業の取り組み状況をご覧ください。項目が多いので、主な事業について説明いたします。

まず、①こども未来部及び健康推進部の創設でございます。

本年 4 月から、妊娠・出産・子育ての各ライフステージに応じたきめ細かで切れ目のない支援体制の構築と地域医療や感染症対策の充実を図るため、「健康こども部」を分割し、「こども未来部」と「健康推進部」を新設いたしました。

次に、②こども家庭センターの設置でございます。

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を統合し、妊娠・出産から子育て期に渡り、母子保健と児童福祉分野の両面から、切れ目のない一体的な支援を行うことで、さらなる相談支援体制の充実を図るため、子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置いたしました。

続きまして、③保育所等の整備でございます。公立の松崎保育園が本年 5 月に小規模保育事業所として開園するとともに、赤荻保育園の実施設計業務を実施しているところです。また、児童ホームの整備につきましては、現在、工事を進めております平成児童ホームが本年 12 月下旬に供用開始の予定となっておりますが、昨年度から、仮設の児童ホームにおいて、新規の定員 120 名を上回る児童を受け入れているところでございます。加えて、本城児童ホームにつきまして、令和 7 年 4 月の開所を目指し、建設工事を実施しているところでございます。

4 ページをお願いいたします。④こども計画の策定でございます。のちほどくわしくご説明させていただきますが、現行の「第 2 期成田市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画といたしまして、これまでの計画体系を見直し、「子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策に関する計画」を含む一体的な計画として、新たに「こども計画」を策定いたします。

次に、⑥子どもショートステイ事業の拡大でございます。

保護者が疾病などの理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業で、本年度から対象年齢を 2 歳以上から 6 カ月以上に引き下げ、対象を拡大するとともに、利用者の負担額についても改正しております。続きまして、⑦なりた手当の増額でございます。

私立保育園などに勤務する保育士の給与に、本市独自の上乗せ補助を行う「なりた手当」について、月額 2 万円から 4 万円の増額し、保育士の処遇改善を図り、保育士確保に取り組むものです。

次に、⑧こども誰でも通園制度の試行的実施でございます。

国の試行的事業の実施自治体として、採択され、本年 6 月から、赤荻保育園と長沼保育園で実施しているものでございます。

以上、「議題（１）子ども・子育て支援に関する現状と取組について」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

特に質疑なし。

○議題（２）第１期 成田市こども計画について

資料①-１に基づき、事務局から説明。

説明の概要は下記のとおり。

事務局：議題（２） 第１期成田市こども計画について、ご説明いたします。

右上に資料①-１と記載がある資料をご覧ください。こども計画の概要と骨子案等を記載した資料となります。

まず、１ページをご覧ください。国の主な動きといたしまして、昨年４月に、こども施策に関する基本理念等を定め、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための、こども基本法が施行されております。

法の第３条に、基本理念として、子どもの権利の尊重や社会参画の推進、意見の尊重などが定められております。また、第１０条では、こども計画に関して、こども大綱や県のこども計画を勘案して定めるよう努めることと規定されるとともに、子ども若者育成支援推進大綱に基づく子ども若者計画、子どもの貧困対策に関する大綱に基づく子どもの貧困対策に関する計画、その他のこども施策に関する計画と一体的に策定できることが規定されております。

また、下段になりますが、昨年１２月には、こども大綱が閣議決定され、こどもまんなか社会の実現を目指すための基本的な方針や重要事項が示されたところです。２ページをご覧ください。本市においては、こうした状況も踏まえ、第二期子ども・子育て支援事業計画の計画期間が今年度末で終了いたしますが、下段の表にお示しておりますとおり、現行の子ども・子育て支援事業計画に、子ども・若者計画と子どもの貧困対策に関する計画を加え、一体的なものとして、新たにこども計画を策定いたします。

３ページをご覧ください。計画の法的位置付け及び市の他の計画との関係でございます。法的位置付けといたしましては、こども基本法第１０条に基づくこども計画として、また、子ども子育て支援法第６１条に基づく子ども子育て支援事業計画と一体的に策定するもので、策定に当たっては、こども大綱と県のこども計画を勘案することとされております。

右の表をご覧ください。市の他の計画との関係についてでございます。現行の事業計画は総合保健福祉計画の下位計画という位置づけとなっておりますが、こども計画は、さまざまな計画を一体的な計画として策定することなどから、位置付けを見直し、総合計画 NARITA みらいプランのもと、総合保健福祉計画やその他の計画と連携や整合を図る計画といたします。

4 ページをご覧ください。計画の骨子案をお示ししております。現行の支援事業計画やこども大綱の構成などをもとに原案を作成しております。

具体的には、はじめに計画の背景や位置付け等を記載し、次に、子どもや若者、子育て家庭を取り巻く状況として、後ほどご説明いたしますアンケート等の結果から判明した状況などを掲載していく予定です。

次に計画の基本的な方針として、次ページ以降でご説明いたします基本理念や基本的な視点を掲載するとともに、右の（３）に移っていただき、施策の展開として施策の体系や事業を掲載いたします。次に、これまでの事業計画にも掲載しており、また、教育保育、地域子ども子育て支援事業などの量の見込みと確保方策を掲載し、最後に計画の点検や評価を掲載する予定としております。

次の５ ページをご覧ください。本計画の基本理念をお示ししております。

下段にお示ししておりますとおり、現行の計画では、「みんなで創る 笑顔あふれる 子育て応援のまち」を基本理念としております。今回のこども計画の策定にあたりましては、こども基本法などの考えを踏まえ、これまでの大人目線に立った取り組みから、こども目線、こどもまんなかに立った取り組みを行っていくこととし、基本理念を「夢と希望を持ち 未来を切りひらくこどもが育つまち」としたものです。

現行の計画の基本理念も踏まえ、子ども若者が自分の良さや可能性を発揮し、自分の力で幸せな将来を切りひらく力を育めるよう、こどもの権利の尊重と、最善の利益を第一に考え、こどもを地域全体で見守り支えていくことができる環境づくりを目指す、という考えに基づくものでございます。

６ ページをご覧ください。基本理念の実現に向けて施策を実行する上での基本的な視点を記載しております。

基本的な視点の１ 点目は、「こどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考えます」でございます。

こどもの意見を踏まえて施策を進めることで、こどもの権利を保障し健やかな成長を支援しようとするものです。また、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、すべての子ども若者が個性豊かに生きる力を伸ばせる環境づくりの推進しようとするものです。

また、基本的な視点の２ 点目は、「すべてのこどもが自分らしく活躍できるよう、社会全体でこどもの育ちを支えます」でございます。

すべてのこどもが、様々な場面で自分らしく生き生きと活躍できる社会を目指すため、子育て家庭だけではなく、地域、事業者など社会全体が、こどもの育ちや子育てに関心を持ち、連携して、こどもの育ちを支える環境づくりを推進しようとするものです。

議題（２）の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

質疑応答等の後、承認。

主な質疑応答以下のとおり。

委員：基本的な視点①で、こどもの意見を聴き、対話しながらともに施策を進めていくことで、こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支援します。と記載がありますが、対話しながらともに施策を進めていくというのは、こども計画を作ることに対してと、これからずっと恒常的に施策を進めていくということも含めての考えなのでしょうか

事務局：こども計画の策定にあたっては、こどもや子育て当事者、子育て支援団体などから様々な意見を伺っているところで、いただきました意見を踏まえながら策定したいと考えております。また、現在、こどもの意見を施策に反映できるような事業を検討しているところであり、策定後についても、こどもの意見を反映できるよう取り組んでまいります。

○議事(3)こども計画策定に係る各種アンケート調査等の結果について

資料②-1、資料②-2、資料②-3、資料②-4、資料②-5、参考資料②-4、参考資料②-5に基づき、事務局から説明。説明の概要は下記のとおり。

事務局：それでは、議事「(3)こども計画策定に係る各種アンケート調査等の結果について」ご説明いたします。

資料②-1「成田市こども計画の策定にかかるアンケート調査について」をご覧ください。

「こども基本法」において、こども・若者に関する幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者の意見を反映させるため必要な措置を講ずることが求められていることから、計画の策定にあたり、資料にありますとおり、各種アンケート調査等を実施しました。

アンケートといたしましては、①の未就学児と就学児の保護者を対象とした「子育て支援ニーズ調査」、こちらは、前回も行った調査となります。また、以降は新規の調査となりますが、②の小学4年・6年生、中学1年生及び15歳から29歳までを対象とした「子ども・若者意識調査」、③の小学5年生・中学2年生とその保護者、及び高校2年生を対象とした「子どもの生活実態調査」を本年1月中旬から3月中旬に実施いたしました。

アンケートの回収率が下段の表(2)アンケート調査回収結果になります。なお、小学4年・6年生を対象とした「子ども・若者意識調査」については、回収率が低かったため、今年度に入り、今年度の小学4年生・6年生に実施しており、回収率は67.3%になっております。

次のページをご覧ください。(3) 意見聴取の概要になります。こども・若者の意見聴取として、(1) のこどもワークショップでは、中学生・高校生と小学生を対象としたワークショップを実施しているほか、国際医療福祉大学の学生を対象としたアンケート、子ども館の利用者に対するアンケートなどを実施しております。また、子育て当事者の意見聴取として、子育て世代へのアンケートやヒアリングを実施したほか、子育て支援関係団体、児童福祉施設、子ども食堂実施団体などへの意見聴取を実施しております。資料②-1 による調査結果の概要の説明については、以上となります。

個別の調査結果につきましては、各調査・ワークショップの結果の詳細版について参考資料の②-1 から②-6 として、各調査の分析結果について資料の②-2 から②-7 として掲載しております。本日は調査数や報告量も多くなっておりますため、分析結果を中心に抜粋してご説明いたします。

それでは、分析結果ごとにご説明いたします。まず、資料②-2「1. 子育て支援ニーズ調査（未就学児童の保護者・就学児童の保護者）」をご覧ください。未就学児童・就学児童ニーズ調査の分析結果となります。

4・5 ページをご覧ください。「子育てに関する悩み・気になること」の設問に対する回答で、青色が今回、オレンジ色が前回の結果になります。未就学児童の保護者については、「子どもの教育資金」が 53.3%と最も多く、次いで「食事や栄養」が 40.6%、「病気や発育・発達」が 38.4%となっております。前回調査と比較すると、上位 3 項目のほか、「子どもとの接し方や育児に自信が持てない」「子どもと過ごす時間が十分とれない」「子育てによる身体の疲れが大きい」が上昇し、「子どもの兄弟姉妹との関係」「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）」「仕事や自分のやりたいこと、夫婦で楽しむことなど自分の時間が十分とれない」などがやや低下しております。就学児童の保護者は、「子どもの教育資金」が 51.0%と最も多く、次いで「子どもの学力・教育進度」が 39.8%、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）」が 27.5%となっております。前回調査と比較すると、「食事や栄養」「子どもの接し方や育児に自信が持てない」などがやや上昇し、「子どもと過ごす時間が十分にとれない」「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）」などが低下しております。

6 ページをご覧ください。子育てに関する不安感や負担感がある方の割合は、「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」の合計が未就学児童の保護者で 54.5%、就学児童の保護者で 54.7%となっており、いずれも前回調査から上昇しております。

10 ページをご覧ください。保護者の就労状況について、母親は特に未就学児童において「フルタイムで働いている」の割合が 7.7%、「フルタイムで働いているが、今は休んでいる」の割合が 6.1%上昇し、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が大きく減少しております。

次に、13 ページをご覧ください。(3) の平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について、①定期的な教育・保育サービスの利用状況については、「利用している」の割合が前回調査時から 3.8%増加しております。また、②の利用している事業については、「保育所（認可保育所）」が 54.7%で最も多く、次いで「幼稚園」が 19.5%、「認定こども園（保育所部）」が 10.1%となっております。前回調査時と比較すると、「保育所（認可保育所）」や「小規模保育事業所」が上昇し、「幼稚園」が低下しております。保護者の就労率の変化が影響し、保育ニーズが増加しているものと考えられます。資料②-2 を使用した説明は以上となります。

次に、資料②-3「2-1. 子ども・若者意識調査（小4・小6・中1）」をご覧ください。こども・若者意識調査の分析結果となります。

まず、5 ページをご覧ください。居場所についての設問では、ほっとできる場所があると回答した人が 97.2%いる一方、ほっとでき、「安心していられる場所はない」と回答した人が 2.4%いる結果となっており、居場所がないと感じている方が一定数いる結果となっております。

続きまして、13 ページをご覧ください。「今の自分が好きか」という問いと、「家族や親族に何でもなやみを相談できる人がいるか」、「友だちや親など、周りの人から愛されていると思うか」、「学校が楽しいと思うか」、「ほっとできる場所の数」など、さまざまな問いをクロス集計した結果となります。

それぞれの問いに対し「あてはまる」と回答した人や「ほっとできる場所の数」が多い人のほうが、「今の自分が好きである」という結果が示されております。具体例で申し上げますと、13 ページの、「家族や親族に何でもなやみを相談できる人がいるか」との問いに対し、そう思うと答えた方は、上段から 2 段目となりますが、「今の自分が好きか」との問いに対し、約 8 割の方が「好きだ」「どちらかといえば好きだ」と回答しております。一方、相談できる人がいないと答えた方ほど、今の自分が好きだという回答割合が減少しております。

15 ページをご覧ください。同様に、ほっとできる場所の数を多く回答している方ほど、今の自分が好きだと回答する割合が高くなっております。こうしたことから、こどもの居場所づくりに資する施策について、検討しているところでございます。資料②-3 についての説明は以上となります。

次に、資料②-4「2-2. 子ども・若者意識調査（15～29 歳の若者）」をご覧ください。11 ページの下段をご覧ください。

未婚の人に対する設問で、今後結婚したいかについては、「結婚したい」と「どちらかといえば結婚したい」を合わせた割合が 72.8%、「どちらかといえば結婚したくない」と「結婚したくない」を合わせた割合が 13.6%、「わからない・答えたくない」が 12.3%となっております。

また、次のページにあります「子どもについて」では、理想とする（可能なら持ちたいと思う）子どもの数は、「2 人」が 55.0%と最も多く、次いで「3 人」が

18.0%、「子どもを持ちたい（子どもがほしい）と思わない」が15.0%と続いております。理想とする数の子どもを持てそうにない、子どもを持つつもりはないと思う理由については、次の13ページに記載しており、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が67.4%と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」が37.0%となっております。資料②-4についての説明は、以上となります。次に、子どもの生活実態調査の結果についてご説明いたします。

資料②-5「3-1. 子どもの生活実態調査（小5・中2相当年齢の児童）」をご覧ください。小中学生 生活実態調査の調査結果となります。

まず、1ページをご覧ください。回答者の属性については、世帯の収入、家計のひっ迫に関する設問項目と子どもの体験の欠如に関する設問項目に該当するかどうかにより分類をしております。下段の表にお示ししておりますが、①所得の状況については、全体の25%の未満の方、②の家計のひっ迫では、電気料金の支払いが遅れた、生活必需品が買えなかったなどの項目について2項目以上が該当する方、③の子どもの体験の欠如では、学習塾や習い事に通えなかった、こづかいを渡せなかったなどの項目について2項目以上が該当する方とし、いずれにも該当しない方を一般層、①・②・③のいずれか1つに該当する方を周辺層、2つ以上に該当する方を困窮層に分類して分析を行いました。まず、回答数について、2ページをご覧ください。子どもの回答465票、保護者の回答344票、保護者と子どもの回答がマッチングできた回答が195票となっております。収入については、保護者のみに問いを行っておりますことから、こどもについては親とマッチングできたもののみ困窮世帯等の分析を行っております。

資料の3ページをご覧ください。学校以外に勉強する場所について、全体では、「自分の家」との回答が71.8%と最も多く、次いで「じゅくやスクールなど」が19.8%でありました。なお、生活困難度別にみると、「困窮層」の世帯では「じゅくやスクールなど」の回答がなかった状況でございます。

4ページをご覧ください。グラフに記載がありますとおり、「本当はどこで勉強したいか」の問いに対して、「じゅくやスクールなど」と回答した割合は、「困窮層」の世帯の回答割合が他と比較して高い状況となっております。

7ページをご覧ください。

学校の勉強以外の塾や家庭教師、通信教材の利用状況は、全体については「利用することがある」が59.6%となっているのに対し、生活困難度別にみると、困窮層の世帯では、「利用することがある」が15.4%となっております。

続いて、8ページをご覧ください。

学校の勉強がわからないことがあるかの問いに対して生活困難度別でみると、

「一般層」の世帯では34.0%、「周辺層」の世帯では34.6%、「困窮層」の世帯では46.2%と、収入等の水準が低い層ほど回答率が高くなる傾向がみられます。

また、9ページにあります、欠席及び遅刻等の状況につきましては、生活困難度別にみると、欠席については「ほとんど欠席しない」、遅刻・早退については「ほ

とんど遅刻・早退しない」が、いずれの世帯でも最も多くなっておりますが、「周辺層」及び「困窮層」の世帯では、「一般層」と比べて欠席または遅刻・早退する割合が高くなる傾向が見られます。

次に、20 ページをご覧ください。悩みの相談などできる居場所として、「こども食堂」、「勉強を無料でみてる場所」、「なやみなどを相談できる場所」については「利用したことがある」、「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」が「一般層」よりも「周辺層」及び「困窮層」の方が利用希望が高い傾向を示しております。

次に、22 ページをご覧ください。悩みの相談などできる居場所を利用することによる自身の変化については、困窮層において、「生活の中で楽しみなことが増えた」が、「ほっとできる時間が増えた」、「友だちが増えた」の割合が、「一般層」や「周辺層」よりも割合が高くなっております。資料②-5 についての説明は以上となります。

次に、意見聴取等の結果についてご説明いたします。

「参考資料②-4 意見聴取等_結果報告書」をご覧ください。

「こども・若者」、「子育て当事者」、「子育て支援関係団体等」、「全市民」を対象に実施した意見聴取の結果の報告書になります。まず、1 ページから 5 ページをご覧ください。(3) 子どもに行ったアンケートにおいて、子ども館を利用する子どもたちや子ども食堂を利用する子どもたち、市内のイベントに参加していた子どもたちに、「どこで遊ぶのが好きか」を聞いたところ、それぞれで、「公園などの外で過ごすのが好き」と回答した子どもが多くなっております。次に、6 ページをご覧ください。子育て当事者へのアンケートにおいても、「子どもに放課後に過ごしてほしい場所」として、公園が一番多くなっているほか、自由記載欄においても、「子どもが気軽に遊べる居場所を作してほしい」などの公園や遊び場所に関する意見がありました。

次に、15 ページをご覧ください。子育て支援関係団体へのアンケートでは、活動に必要な支援として、イベント開催や研修費・活動に関する経費の助成といった、経済的な支援のほか、活動場所の確保や人材の確保などがあげられました。また、17 ページ以降には、子ども食堂運営団体へのヒアリング結果を記載しております。いずれの団体においても、子ども食堂を運営していることで、子どもの居場所づくりや地域住民の交流などに寄与できていると考えているとの回答がありました。また、運営の現状として、いずれの団体でも、スタッフはすべてボランティアで成り立っているほか、寄附等で収支が成り立っている団体がある一方で、収支が赤字となっている団体が多くありました。必要な支援としては、運営費や備品の更新に関する助成、様々な団体との連携できる場を設けてほしいといった意見がありました。参考資料②-4 についての説明は以上となります。

次に、「参考資料②-5 ワークショップ実施報告書（中高生対象）」をご覧ください。中高生を対象に、「こどもや若者が住みたくなる・過ごしたくなる“まち”」

をテーマにワークショップを行い、各グループで出た意見を発表したものです。まず、4・5 ページをご覧ください。アイスブレイクとして、「なりた好きメーター」を用いて成田市がどのくらい好きか参加者に確認したところ、平均 7.7 点と高い評価が得られております。また、当日のワークショップの結果については、13 ページにお示ししております。各班からも発表していただきましたが、放課後に過ごせる場所、商業施設に自習室や遊び場をつくるといった、居場所に関する意見が多く出されました。参考資料②-5 を使用した説明は以上となります。また、小学生を対象にしたワークショップでは、「なりたしに どんなばしょがあったら たのしいとおもう？」をテーマにワークショップを行い、小学生、中学生、高校生、みんなで遊べる場所子どもだけでゆっくりできる場所みんなで勉強できる場所、複合施設といった意見が出されております。

(3) こども計画策定に係る各種アンケート調査等の結果についての説明は以上となります。

主な質疑応答以下のとおり。

委員：参考資料②-5 で説明のありましたワークショップのアイスブレイクとして行った「なりた好きメーター」で参加者の平均点数が 7.7 点とのことだが、最低の点数と最高の点数を教えてください。

事務局：中高生向けのワークショップについては、最高の点数は 10 点、最低の点数は 5 点です。参加者 26 名中、10 点が 3 人、5 点が 3 人という結果でありました。また、小学生向けのワークショップについては、最高の点数は 10 点、最低の点数は 4 点です。参加者 19 名中、10 点が 10 人、5 点が 1 人という結果でありました。

委員：アンケートの集計、お疲れ様でした。大変参考になる内容でした。このアンケート結果については、学校にも共有いただくことは可能なのでしょうか？

事務局：今回のアンケート結果については、学校とも共有してまいります。

委員：ワークショップの実施については、意見聴取としてはとても良かったと思います。ワークショップを通じて、こどもたちの意識が変わってくるような気がします。今後も継続的な実施を検討してほしいと思います。

委員：生活実態調査の中で困窮家庭の数字が出ており、生活保護を受けている子どもも多いのではないかとと思いますが、生活保護を受けている家庭の数はどれくらいになりますか。

事務局：正確な数字ではありませんが、受給世帯としては約 980 世帯が生活保護の受給を受けており、受給者数としては 1000 人強の方が受けている状況です。手持ち資料がないため、受給している子どもの数については把握しておりません。

委員：子育て家庭の支援として、ファミリーサポートセンターの事業があるが、自分自身が協力会員として事業に参加したことがあります。当時はコロナの影響もあって利用者が少なかったようにと思いますが、現在の課題等がありますか。協力会員

になるためには研修を受ける必要があったり、保護者側でも利用しにくい等があれば教えてください。

事務局：ファミリーサポートセンターは、数時間ほどの研修を受けていただき、協力会員として活動いただいている状況です。実態としては、送迎に関する希望が多く、需要がありますが、供給側でご協力いただける方が少ない状況が続いております。なお、コロナ禍以降は、回復傾向にあります。

○議事(4) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み（速報値）について

資料③-1、参考資料③-1、資料③-2に基づき、事務局から説明。説明の概要は下記のとおり。

事務局：「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み（速報値）について」ご説明いたします。

右上に資料③-1と記載があります、「教育・保育提供区域について」という資料をご覧ください。法定計画である子ども・子育て支援事業計画におきましては、必須記載事項として、教育・保育提供区域を定めることとされております。

上段に記載があります「1 教育・保育提供区域」とは、市町村が、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備に状況等を総合的に勘案して定めることと（子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 1 号）とされております。

次に、「2 区域の設定」ですが、子ども・子育て支援事業計画にて必須記載事項とされている「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」、「実施時期」については、教育・保育提供区域ごとに定めることとされており、学校区単位や行政区単位、市全域を 1 区域とする場合などが例示されております。

「3 区域の設定に当たってのポイント」では、地域の実情に応じ、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、また、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めることとなっております。

次のページに、区域設定別のメリットとデメリットを記載しておりますが、市全域を 1 区域として設定する、現行の区域では、柔軟なサービス提供が可能で、利用者の選択範囲が広がる、居住地エリア以外で利用を希望するニーズを吸収できるなどのメリットがございます。一方、2 区域以上とする場合は、利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺ある可能性が高くなりますが、資料に記載するようなデメリットもございます。本市では第 1 期・第 2 期ともに市全域を 1 区域としておりますが、需給調整の柔軟性が高いメリットがあることや、これまでも利用者が区域にこだわらず施設を利用できている状況を踏まえ、「こども計画」においても、「成田市全域を 1 つの区域」として設定することといたしました。

次に、参考資料③-1「子ども・子育て支援制度の概要」をご覧ください。まず2ページの中段をご覧ください。認定の区分からご説明いたします。教育・保育を利用する子どもについては、中段の「量の見込み」に記載しておりますとおり、幼稚園や認定こども園の教育時間のみを過ごす子どもを1号認定、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難な3歳以上のこどもで主に保育園や認定こども園を利用するものを2号認定、満3歳未満の子どもで保育所や小規模保育事業所等を利用するものを3号認定としております。

量の見込みについては、1号、2号、3号それぞれの区分ごとに算出し、それに対して、1号の教育のみを希望する場合は幼稚園や認定こども園で確保、2号の保育の必要性のある3歳～5歳の子どもに対しては、保育所や認定こども園で確保、また、3号の保育の必要性のある0歳～2歳については、保育所や認定こども園のほか、小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育事業でニーズ量を確保することとなります。

次に、3ページをご覧ください。市町村子ども・子育て支援事業計画で記載すべき必須事項となります。必須事項といたしまして、先ほどご説明いたしました「教育・保育提供区域」を定めるとともに、各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保の内容、実施時期を定める必要がございます。また、地域子ども子育て支援事業といたしましては、中段の青い四角の中になりますが、これまでの事業に加え、新たに、家事や子育てに不安を抱える家庭などを対象に、訪問支援員が訪問し支援する子育て世帯訪問支援事業、養育環境に課題を抱える児童に対して支援を行う児童育成支援拠点事業、子どもとの関わりに不安を抱える保護者やその子どもの相談や支援を行う親子関係形成支援事業、保護者の就労要件を問わず保育園を利用できる、こども誰でも通園制度、産後に育児不安などを抱える方に、助産師等が支援を行う産後ケア事業、妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業について、量の見込みや確保方策を定めることになっております。続きまして、資料③-2「量の見込み及び確保方策について(案)」をご覧ください。先程、ご説明いたしました、教育・保育、また地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を掲載したものになります。1ページ・2ページにあります、教育・保育の量の見込みと確保方策に加え、3ページ以降の地域子ども・子育て支援事業において、表の中で「検討中」と記載された事業につきましては、現在、量の見込みと確保方策を検討しているところでありますので、次回の会議でお示したいと考えております。なお、地域子ども・子育て支援事業につきましては、ニーズ調査も実施しておりますが、当該調査から量の見込みを算出する場合、これまでの利用実績と比較して大きな乖離が生じますことから、これまでの実績等、本市の実情を踏まえ、量の見込みを算出しております。算出方法については、各事業の項目に記載しております。なお、15ページ以降は、今回の計画から、法改正等により新たに加えられる事業となりますが、16ページをご覧ください。こども誰でも通園制度については、本年6月から赤荻保育園、長沼保育園で試行的に実施していると

ころですが、夏以降に国から算定方法が示される予定であり、市内の各保育園、幼稚園等の実施の意向も確認した上で、量の見込みと確保方策を検討してまいります。そのほかの新規事業につきましても、夏以降に国から算定方法等が示されますことから、追って量の見込みや確保方策等を検討いたします。説明は以上でございます。

特に質疑なく、承認。

○その他

- ・事務局から今後のスケジュールを説明。
- ・質疑応答

委 員：こども計画について、こども計画のパブリックコメントを行うまでに、市民が知ることができる機会はあるのでしょうか。

事務局：本会議と保健福祉審議会の審議結果については、随時市の HP で公表します。また、こども計画の策定にあたりまして、随時市の HP で周知してまいります。

委 員：「夢と希望を持ち 未来を切りひらく こどもが育つまち」ということで、こども計画は、ぜひ、こどもがわかる計画を作ってほしいと思います。また、こどもの権利条例についても、前向きに検討いただけたらと思います。